

大牟田市請負工事業者の指名に関する規程

平成6年7月29日
庁達第1号

改正 平成 8年 3月29日 庁達第 8号

平成14年12月27日 庁達第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、請負工事にかかる指名競争入札に参加する者(以下「指名競争入札参加者」という。)の指名に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格者 大牟田市競争入札参加資格者審査会規程(昭和54年庁達第6号)第4条1項第2号の規程により指名競争入札参加資格者格付名簿に登録された者をいう。
- (2) 特殊工事 特殊な機械又は高度な技術を必要とする工事及びその工事と密接な関連があるとみなされる工事をいう。

(業者の指名)

第3条 指名競争入札参加者は、有資格者のうちから等級区分に対応して指名する。

- 2 前項の規程にかかわらず、指名競争入札において次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事の契約予定金額に応じて直近上位または下位の等級に属する有資格者を指名することができる。この場合において、指名する者の数は当該指名競争入札における指名者の数の2分の1を超えないものとする。

- (1) 前項の有資格者が不足するとき。
- (2) 施行地区および地理的条件から当該工事が有利に施工されるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(特殊な事情による業者の指名)

第4条 災害等緊急施工工事または特殊工事については、前条の規程にかかわらず有資格者を指名することができる。

- 2 専売特許その他これに準ずる工事については、前条の規程にかかわらず格付名簿に未登録の業者を指名することができる。

(指名時の留意事項)

第5条 前2条の規程により指名競争入札参加者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、当該年度における指名および受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないようにしなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況

- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) その他市長が別に定める事項
(指名の停止等)

第 6 条 工事契約の適正な履行を確保するため、別に定めるところにより指名競争入札参加者の指名停止等を行うことができる。

(指名競争入札参加者の数)

第 7 条 指名競争入札参加者の数は、市長が別に定める。

(準用)

第 8 条 この規程は、測量、調査および設計の業務委託の業者の指名について準用する。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 8 年 3 月 2 9 日庁達第 8 号)

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 (平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日庁達第 1 8 号)

この規程は、平成 1 5 年 1 月 1 日から施行する。